

平成25年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成25年5月24日（金曜日） 午前9時～午前11時23分

2 開催場所 南大隅町佐多支所（大会議室）

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	田 中 秀 実
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一

事務局次長 川田原 孝二

事務局係長 中村 玲子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第20条の2の規定による農用地利用集積計画の取消について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成25年5月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は、16名です、2番皆倉委員が欠席の届けがありました。  
よって17名中16名で定足数に達しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、16番の溝端委員と17番富田委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の川田原氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第64号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は3件です、それでは事務局より説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。  
2ページでございます。議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請に係る資料を別紙のとおり提案する。

(議案第64号受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。担当地域が私のところですので報告いたします。南部開発で開発いたしました貫見原団地の一画でございますが、〇〇〇さん、〇〇さんは親子関係であります。生前贈与ということでございます。只今〇〇〇氏はシルバー人材の局長をされながら土日の農業という兼業農家であります。この土地につきましては畜産農家に土地の集積をやっていただいております面積が小さいものですから自分で作る分については水田で充分だということで若い畜産農家に集積をされております。この3条の申請については何ら問題ないかと思っております。よろしくご審議お願いいたします。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第64号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第64号受付番号1番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第64号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料7ページでございます。

(議案第64号受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の2番の現地調査等の報告を求めます。

10番： 10番、神園です。

議長： 10番、神園委員。

10番： 16日に現地調査を行いました。国道沿いの原集落台場公園より北へ500mの所です。譲受人と譲渡人は親族でありまして以前から譲受人が無償で作付けしておりまして、面積も小さく、今回贈与、受贈の運びとなったということでありまして、本件の権利移動については周辺の農地に及ぼす影響は何ら問題は無いものと思われまして、審議方よろしく願いいたします。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： 私の方からお聞きしますが、譲受人と譲渡人の関係は？

10番： 10番、神園です。

議長： 10番、神園委員。

10番： 兄弟です。

議長： 他にありませんか？

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第64号受付番号2番について、原案とおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第64号受付番号2番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第64号受付番号3番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料9ページでございます。

(議案第64号受付番号3番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の2番の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： 20日に現地調査を行いました。字赤石の田2筆については、荳バス停、〇〇〇〇の近く、海の方に30mぐらい下がった海岸沿いから2番目と3番目の田です。現在バレイショの後に早期水稻が植えてありました。それと字塩屋原の畑については塩屋バス停から若干佐多よりの山手に50mぐらい上った所にあり、現在ソルゴーが植えてありました。譲受人と譲渡人の関係ですが戸籍上、譲渡人は譲受人の姉の子供になっているようですが、実際は兄弟だそうであります。申請地については譲受人が就農以来耕作しており譲渡人からの要望もあり今回の申請となったもので、所有権移転は問題ないものと考えます。今後は後継者も帰ってきたので地域の農地利用にも積極的に取り組み農業発展のため協力するものと考えます。審議方よろしく願いします。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第64号受付番号3番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第64号受付番号3番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第65号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、12ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第65号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第65号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、議案第66号、「農業経営基盤強化促進法第20条の2の規定による農用地利用集積計画の取消について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、15ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の取消を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第66号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の取消内容を説明)

以上の取消要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第20条の2の規定により取消に値すると考えます、以上で終わります。

事務局： それでは、この件について具体的に説明したいと思います。19ページに農業経営基盤強化法の第20条の2の規定があります。

(農業経営基盤強化促進法第20条の2の規定の内容を説明)

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

3番： 3番、武田です。

議 長： 3 番、武田委員。

3 番： 規定の中に、農業委員会は解除された場合は、農用地の所有者に対し必要な措置を講じなければならないとありますが、どういったことをするのか説明願います。

事務局： 早急に、次の借り手を見つけましてあっせんし、利用権設定等行うつもりであります。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 6 6 号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 6 6 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案の審議などすべてを終了しました。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。  
①行事予定について

議長： はい、ありがとうございます。他にありませんか。  
よろしいですか。以上をもちまして、平成25年5月南大隅町農業委員会定例総会を  
閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員